

医政発 0401 第 9 号
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

死亡時画像診断システム等整備事業の実施について

標記については、平成 22 年 3 月 31 日医政発 0331 第 17 号本職通知の別紙「死亡時画像診断システム整備事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

また、貴管下関係者に対しては貴職からこの旨通知されたい。